

定額給付金Q & A

●定額減税の概要について

Q 1 定額減税はどのような経緯で行われるのですか。

A 1 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施する。具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税（町民税・県民税）1万円の減税を行う」こととされました。

これを踏まえ、町民税・県民税においては、令和6年度限り（一部令和7年度）の措置として「定額減税」の仕組みを設け、町民税・県民税の所得割額から控除することとされました。

Q 2 定額減税の対象はどのような人が対象ですか。

A 2 令和6年度（令和5年分）の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者が対象です。

※1 令和6年度個人町民税・県民税が非課税の場合は対象となりません。

※2 令和6年度個人町民税・県民税が均等割及び森林環境税のみ課税される場合は対象となりません。

※3 事務所・事業所にかかる税は対象となりません。

Q 3 自分は一人暮らしで令和5年中に収入がなく、令和6年度の住民税は非課税です。定額減税は適用されますか。

A 3 定額減税は適用されません。

定額減税は令和6年度に町民税・県民税の所得割額が課税される方が対象です。

Q 4 私は4人家族で妻と子2人を扶養していますが定額減税額はいくらになりますか。

A 4 【定額減税額の計算方法】

(1) 本人 1万円

(2) 控除対象配偶者又は扶養親族1人につき 1万円なので

本人、妻（控除対象配偶者）、扶養の子供2人の場合の町民税・県民税の定額減税額は
1万円（本人）+（3人×1万円）=4万円 となります。

ただし、扶養している方が国外居住親族の場合は定額減税の計算対象になりません。

Q 5 令和6年2月に子供が生まれましたが定額減税の加算対象となりますか。

A 5 加算対象にはなりません。

定額減税額は令和6年度個人町民税・県民税の扶養親族数を元に加算額を算定します。

そのため、令和6年2月に生まれた子供の場合は令和6年度個人町民税・県民税の扶養親族とならないため加算対象とはなりません。また、令和7年度の定額減税の加算対象にもなりません。

Q 6 令和6年中に扶養親族が追加になりました。定額減税は追加で加算されますか。

A 6 加算対象にはなりません。

令和6年中の扶養親族の追加は令和6年度の個人町民税・県民税に影響を及ぼさないため定額減税の加算対象にはなりません。

定額減税額は令和6年度個人町民税・県民税の扶養親族数を元に加算額を算定します。

Q 7 扶養している控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の定額減税はどのようになりますか。

A 7 「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税は、令和7年度の町民税・県民税で行われます。

Q 8 なぜ、扶養している控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の定額減税は令和7年度に実施されるのですか

A 8 令和5年末時点の「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」の情報は、給与支払報告書等には記載がなく、納税義務者の申告がない限り捕捉できないため、令和6年度分の個人住民税において全ての対象者を把握し定額減税を行うことは、実務上、困難です。そのため、令和6年分の源泉徴収票・給与支払報告書等には当該情報を記載することとし、この情報等を活用することで、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る個人住民税の減税は、令和7年度分の個人住民税から定額減税を行うこととされました。

Q 9 令和6年の年の途中で新富町に転入してきました。定額減税はどうなりますか。

A 9 令和6年度の定額減税が適用される令和6年度の個人町民税・県民税は原則として令和6年1月1日に住所のある自治体で計算が行われます。

Q 10 16歳未満の扶養親族も定額減税の加算対象に含まれますか。

A 10 加算対象に含まれます。

Q 11 令和5年中に休職しており収入がなく税金がかからない場合はどうなりますか。

A 11 定額減税の対象にはなりません。

定額減税は令和6年度の個人町民税・県民税の所得割が課税される方が対象となります。

なお、収入が無く、どなたかの扶養になっている場合は、定額減税対象の扶養者の定額減税額に加算されています。一方、課税者に扶養されず、令和5年度課税されており、令和6年度に新たに非課税世帯となる場合には、給付金の対象となります。

Q 12 令和6年度が非課税の場合、その分が令和7年度に定額減税が適用されますか。

A 12 令和7年度の定額減税の対象にはなりません。

定額減税は令和6年度の個人町民税・県民税の所得割が課税される方が対象となります。

翌年へと持ち越すことはありません。なお、どなたかの扶養になっている場合は、定額減税対象の扶養者の定額減税額に加算されています。

一方、課税者に扶養されず、令和5年度課税されており、令和6年度に新たに非課税世帯となる場合には、給付金の対象となります。

●実施方法について

Q 1 定額減税を受けるには何か申請をする必要はありますか。

A 1 定額減税の受けるために申請する必要はありません。

定額減税額は新富町が保有する税情報（確定申告書、町民税・県民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等）を基に算出します。

Q 2 定額減税は還付（振り込み）されないのですか。

A 2 定額減税額は還付（振り込み）されません。税から控除する方法で実施されます。

定額減税しきれなかった額がある場合は調整給付金が支給されます。

本町が行う給付金事務の詳細については令和6年度個人住民税の決定後に福祉課からお知らせします。

Q 3 定額減税額が税額から引ききれなかった場合はどうなりますか。

A 3 定額減税額が引ききれなかった場合は、調整給付金が行われます。

本町が行う給付金事務の詳細については令和6年度個人住民税の決定後に福祉課からお知らせします。

Q 4 減税ではなく還付してほしい

A 4 還付はできません。

定額減税は税額控除として税額を減少させることとされています。

Q 5 自分はサラリーマンで給与所得のみですがどのように定額減税が反映しているのですか。

A 5 給与から町民税・県民税・森林環境税が差し引かれる方（特別徴収）の場合は、令和6年6月は差し引かれず、定額減税の額を控除した後の額を令和6年7月から令和7年5月までの11回に分けて差し引かれます。

Q 6 自分は年金受給者で年金所得のみですがどのように定額減税が反映しているのですか。

A 6 あなたが年金から町民税・県民税・森林環境税が差し引かれる方（年金特別徴収）の場合は、原則として令和6年10月分の年金特別徴収税額から定額減税が順次行われます。

なお、10月分より控除してもなお控除しきれない部分の金額は、12月分以降の納付額から、順次控除します。

●その他

Q 1 定額減税はふるさと納税の限度額の算出に影響はありますか。

A 1 定額減税の影響はありません。

算定の基礎となる令和6年度分の町民税・県民税の所得割額は定額減税前の所得割額です。

Q 2 今年度の特別徴収について、給与から差し引く金額が6月分が0円の方とそうでない方が混在する可能性がありますか。

A 2 混在する場合があります。

定額減税が適用される方は6月分が0円、適用されない方は6月分が通常どおり発生するというパターンが発生する場合があります。

Q 3 令和7年度も定額減税は行われますか。

A 3 一部の方が対象になります。

具体的には「令和7年度の個人町民税・県民税において扶養親族として控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）を有する方」です。

Q 4 なぜ、扶養している「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」の定額減税は令和7年度に実施されるのですか

A 4 令和5年末時点の「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」の情報は、給与支払報告書等には記載がなく、納税義務者の申告がない限り捕捉できないため、令和6年度分の個人住民税において全ての対象者を把握し定額減税を行うことは、実務上、困難です。そのため、令和6年分の源泉徴収票・給与支払報告書等には当該情報を記載することとし、この情報等を活用することで、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る個人住民税の減税は、令和7年度分の個人住民税から定額減税を行うこととされました。

Q 5 令和6年度（5年分）「控除対象配偶者」を扶養していて、定額減税が適用され、令和7年度（6年分）は「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」を扶養していた場合は2年連続で定額減税が適用されるということですか。

A 5 2年連続で定額減税が適用されます。令和7年度の「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」の定額減税については令和6年度の定額減税の適用状況にかかわらず適用されます。

Q 6 所得税の定額減税について知りたいのですが。

A 6 所得税については国税であるため、新富町では事務を取り扱っておりませんので回答することはできかねます。高鍋税務署へお問合せください。